

函館市監査公表第10号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年8月19日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 睦 子

函 財 管

令和4年(2022年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和3年度(2021年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

令和4年(2022年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和3年度（2021年度）包括外部監査の結果に基づく措置

（特定の事件名 市税及び国民健康保険料、介護保険料（以下「市税等」という。）に関する事務の執行について）

1 指摘事項

監査対象部局等	指摘事項の概要	報告書ページ	措置の内容
財務部 税務室資産 税担当	<p>相続人不存在への対応</p> <p>相続人不存在（相続人全員が相続放棄または死亡）への対応については、安易に課税保留することなく、積極的に相続財産管理人の選任申立を行うべきである。</p> <p>空き家問題とも関連性があり優先的に取り組む必要がある。</p>	55	<p>相続財産管理人の選任申立については、家庭裁判所に対して予納金の納付が必要となり、他に債権者がいる場合等、換価しても市としての債権を回収できない事態も想定されることから、個々の事案について回収の可能性を検討し、適切に処理してまいりたい。</p>
財務部 税務室資産 税担当	<p>償却資産申告内容調査等の状況</p> <p>償却資産申告内容について、疑義等がある場合には実地調査をする必要がある。</p> <p>実地調査は、数年で一巡するなどの計画を策定すべきである。</p>	57	<p>実地調査については、最低5年で一巡するよう計画を策定するとともに、効率的な調査を行える体制の構築について検討してまいりたい。</p>
財務部 税務室資産 税担当	<p>非課税物件の適否</p> <p>非課税物件の適否について、住宅図等と現状との相違があるため、実態調査等により適正な課税を行う必要がある。</p> <p>実態調査については、現地確認や登記情報の確認、所有者の確定申告内容の確認も有効である。</p>	63	<p>非課税物件の実態調査については、現地確認や登記情報の確認を適宜実施しておりますが、状況把握のため全市一斉の調査を行う場合、作業量が膨大となり、単年度での実施は困難なため、今後、計画的に実施してまいりたい。</p>

令和3年度（2021年度）包括外部監査の結果に基づく措置

（特定の事件名 市税及び国民健康保険料、介護保険料（以下「市税等」という。）に関する事務の執行について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告書 ページ	措置の内容
財務部 税務室市民 税担当・資 産税担当 市民部 国保年金課 保健福祉部 介護保険課	市税等の申告及び賦課決定等について 市税等の事務においては、適正・公平な執行が最も重要である。また、人口減少や予算規模の縮小も見込まれるため効率的・効果的な執行を念頭におく必要がある。 賦課決定等については、多くの自治体で過徴収等の事例があり、事務処理ミスが発生しないよう細心の注意を払うとともに、チェック体制強化やシステム操作マニュアルの再確認が必要と思料する。	13	国が進めている標準システムを令和7年度に導入することにとめない、効率的・効果的な事務の執行を検討してまいりたい。 また、過徴収等の事務処理ミスを防ぐため、ダブルチェックや職員の専門的知識の習得のための研修、各種業務マニュアルの整備等を行っているところであるが、今後においても事務処理に細心の注意を払うとともに、ミスを防止するため、チェック体制の強化などに努めてまいりたい。
財務部 税務室納税 担当 市民部 国保年金課 保健福祉部 介護保険課	未納・滞納対策と債権回収について 地方公共団体の債権である地方税や保険料等は、市民の適正な申告と納税・納付により成り立っているものである。 未納や滞納が発生し債権回収が困難になれば、市の歳入に影響を及ぼすものであり、法令等に則り厳正かつ適正な執行が望まれる。	14	滞納者の現況把握、居所不明者の調査、財産調査および差押を適切に行い、納付が困難な事案については滞納処分の執行停止制度を活用するなど、法令等に則り適正な滞納整理の執行に努めてまいりたい。
財務部 税務室市民 税担当・資 産税担当・ 納税担当 市民部 国保年金課 保健福祉部 介護保険課	市税等の市民に対する周知・広報について 申告・納税は、市民（国民）の義務であるが、税に関する法令等は随時の改正があり、税制への正しい理解が浸透していない面がある。 広報媒体として市ホームページは重要であり、また各団体を通じての周知活動は意義があり継続すべきである。 紙媒体としての「市政はこだて」も活用し、必要な情報が市民に周知されるよう期待したい。	15	今後においても、関係団体を通じての周知・広報を継続するとともに、ホームページや広報紙を活用し、必要な情報が効果的に周知できるよう努めてまいりたい。
財務部 税務室市民 税担当	未申告者の把握 未申告者の把握については、課税の公平性の観点から重要であり、課税データ等を基に対象者の抽出を行い、適正な課税の維持が望まれる。	21	今後とも給与支払報告書未提出事業所に対し給与支払報告書の提出を求めるとともに、前年度の市道民税申告者に対し、課税データを基に対象となる事業所を抽出し、申告書の郵送などを行い、未申告者の縮減に努めてまいりたい。
財務部 税務室市民 税担当	ダブルチェックの徹底 過徴収等の原因の大部分は、事務処理ミスであり、防止のためにはダブルチェックが有効である。	22	過徴収等の事務処理ミスを防ぐため、ダブルチェックや職員の専門的知識の習得のための研修、各種業務マニュアルの整備等を行っているところであるが、今後においても事務処理に細心の注意を払うとともに、ミスを防止するため、チェック体制の強化などに努めてまいりたい。

監査対象部局等	意見の概要	報告書ページ	措置の内容
財務部 税務室市民 税担当	特別徴収率の向上 特別徴収率の向上により、未納・滞納の未然防止および滞納処分等の徴税コストの減少が期待できるので、一層の推進が望まれる。	22	事業主は、特別徴収義務者として、従業員の個人住民税を支払う給与から徴収し、納める義務があることから、北海道渡島総合振興局と連携し、関係団体を通じての周知・広報を行うなど特別徴収制度の推進を図ってまいりたい。
財務部 税務室市民 税担当	納税義務者の把握 納税義務者の把握においては、多面的な情報収集とともに定期的な調査を行う体制作りが必要である。	26	平成18年度包括外部監査の結果を受け、法人市民税の未申告法人を把握するため、給与支払報告書や経済情報誌等を活用し調査したが、把握できた未申告法人は少数であり、大きな成果が得られなかったため定期的な調査を実施していないが、課税の公平性の観点から、定期的な調査が必要であるため、効率的な調査方法について検討してまいりたい。
財務部 税務室市民 税担当	税に関する専門性の強化、税務署の連携 税に関する業務の執行においては、高度な専門知識の習得が求められており、研修会等の習得機会が重要である。 税務署との連携も有効と考えられる。	27	税制改正等により日頃から知識の習得が必要であり、また、組織の性質上、職員の異動があるため知識の蓄積が難しいことから、地方自治体向けの各種セミナーを利活用するほか研修会を実施し知識の習得を図るとともに、函館税務署や各自治体とも連絡を密にし、情報交換等ができる環境の整備に努めてまいりたい。
財務部 税務室市民 税担当	法人市民税（プレプリント用紙）の送付縮小について プレプリント申告用紙の送付を縮小し、納付書のみを送付に切り替えることにより、事務の軽減および経費の削減が可能と思われる。	27	プレプリント用紙の送付縮減については、現在、国が進めている標準システムの導入等、納税環境の整備が進められていることから、今後の利用状況を注視し対応を検討してまいりたい。
財務部 税務室資産 税担当	未評価家屋調査について 未評価家屋調査については、新規把握の際の航空写真の活用やソフト開発が必要ではないか。 また、未評価物件の課税に関する周知活動も継続することが望まれる。	53	平成25年度から航空写真を用いた突合作業事務を実施しているところであるが、市街化区域においては、住宅の密集等により、異動判読の精度にも限界があることから航空写真を参考資料としつつ、職員の目視調査により未評価家屋の把握に努めているところであります。 また、未評価物件の課税に関する周知につきましては、引き続き様々な機会をとらえ、周知に努めてまいりたい。
財務部 税務室資産 税担当	土地家屋等の情報収集について 土地家屋等の情報収集については、コスト削減の観点および登記電子データの有効活用から電子システムの導入が望まれる。	54	登記電子データの活用については、システム改修コストの問題等により導入には至っていないが、現在、国が進めている標準システムの導入を念頭におき、引き続き検討してまいりたい。
財務部 税務室資産 税担当	相続人不存在への対応 相続人の把握等については、事務量が多大となり負担が見込まれるため、専門職（弁護士、行政書士等）へ外注する方法も考慮すべきである。	55	相続人調査については、現在の職員体制の中で対応が可能と考えており、今後の業務量も踏まえ、効率的な体制を構築できるよう検討してまいりたい。

監査対象部局等	意見の概要	報告書ページ	措置の内容
財務部 税務室資産 税担当	償却資産申告内容調査等の状況 償却資産の国税資料との照合については、資料内容の有効性が必須であり、精度を上げた審査に向けての仕組みを構築することが望まれる。	58	他都市の審査方法を参考にし、国税とも連携しながら、より精度の高い審査の仕組みの構築について検討してまいりたい。
財務部 税務室資産 税担当	評価計算の監査 土地の評価については、検討資料を保存し、情報の蓄積が重要である。 函館市には不整形地が多く存在し、その評価計算には膨大な事務量を要すると思われるが、対象地の把握とともに評価計算の精度の向上が望まれる。	61	土地の評価にあたっては、評価上留意する事項があれば評価票等に記載をしているところであるが、補正等を検討した事案については経過が分かる様、記載方法の検討を行い、評価計算の精度の向上に努めてまいりたい。
財務部 税務室資産 税担当	都市計画税に関する監査 都市計画税の税額計算の際に、不整形地の評価計算において見解の相違があった。 評価事務においては参考書等に頼るのではなく、要綱等による規定の制定が望まれる。	62	評価計算については事務要領等によるほか、市町村アカデミー等の研修資料等を参考とし評価しているが、監査人の意見も踏まえ、引き続き要領等の充実に努めてまいりたい。
財務部 税務室資産 税担当	宗教法人等の非課税特例の適否 宗教法人等の非課税特例の適否について、実態把握の観点から定期的な調査が望まれる。	64	当該調査については、平成25年度から平成27年度にかけ実施したところでありますが、その後の状況変化も踏まえ、今後、計画的に実施してまいりたい。
財務部 税務室資産 税担当	家屋評価の適否 家屋評価の適否について、課税の基礎となる計算書類は、課税の時効まで保存すべきである。 また、電子保存化の検討が望まれる。	67	課税の基礎となる家屋平面図および家屋計算書については、平成14年度分以降データ化し保存しております。 また、それ以前の紙台帳については、家屋が現存する期間は台帳を保管し、滅失確認後5年間保存ののち廃棄することとしておりますが、紙台帳の電子保存化について検討してまいりたい。
財務部 税務室納税 担当 市民部 国保年金課 保健福祉部 介護保険課	滞納整理事務 滞納整理の結果は、市の歳入に直結する重要事項であり、函館市債権管理事務処理要領に基づき適正な執行が望まれる。 徴税費の面では減少傾向にあり、今後とも効率的な事務運営を期待したい。	135	各担当課において滞納整理情報を共有し、適法・適正な執行に努めるとともに、国が進めている標準システムの導入を念頭におき、適切・効率的な仕組みを検討してまいりたい。